

老人保健法の医療以外の保健事業に関する日々雇用契約書

小郡市（以下「甲」という。）と、社団法人 小郡三井医師会（以下「乙」という。）とは、老人保健法（以下「法」という。）第14条及び第15条に関連する業務につき、法第20条及び第23条の規定により、甲が実施する保健事業（以下「事業」という。）の一部に関し、小郡三井医師会の会員たる医師（以下「丙」という。）を雇用するため、乙を丙の代理人と定め、ここに日々雇用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（実施の基準）

第1条 事業の実施基準については、法第24条に定めるところによるものとし、その他必要事項については、甲乙協議の上定める。

（協力要請）

第2条 甲は、前条により行う業務の内、医師のなすべき行為については、乙を経由して丙の協力を要請する。

第3条 丙は、前条の協力要請に応じる旨を承諾した場合には、乙の指示により業務に従事する。

（支払い）

第4条 甲は、業務に対する報償として別表に定める額を丙に支払う。

（契約期間）

第5条 契約期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

（業務従事中の事故）

第6条 甲は、業務に従事中又は甲の指示する指定場所に赴く途中、丙が被った災害については、地方公務員の例に準じて補償する。

第7条 業務従事中の事故等の取扱については、法並びに例規に定めるところによる。
2 当該事業に従事した丙が事故に関連して、医業上の不利益その他の損失を蒙った場合又はそのおそれがある場合には、甲は、その損失を補償し、又は防止するため適切な措置を講じること。ただし、その事故が丙の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

（協議事項）

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 福岡県小郡市

小郡市長 平安正知

乙 社団法人小郡三井医師会

会長 丸山 泉

別表（第4条関係）

項 目	金 額	備 考
健 康 教 育	22,800円（消費税含む）	1回当たり
健 康 相 談		